

# 事業報告書

## 附属明細書

## ま え が き

公益財団法人放射線影響協会（以下「協会」という。）は、放射線の生物及び環境に及ぼす影響に関する事業並びに放射線業務従事者等の放射線被ばく線量等に関する事業として4つの公益事業を推進していますが、平成27年度は、協会事業に対する社会の要請を踏まえつつ、関係機関並びに賛助会員の皆様のご理解とご協力を得て、着実にこれらの事業を遂行することができました。特に、東日本大震災により発生した福島原子力発電所の事故以降、低線量放射線の健康影響について国民の関心が高くなり、多くの方が放射線・放射能に不安を抱いておられる中、放射線影響に関する科学的解明に貢献するとともに国民の皆様の疑問や不安の解消に少しでもお役に立てるよう事業活動に取り組んで参りました。

放射線影響に関する研究への奨励金助成は、本業務を開始して以降、平成27年度末までに418件に達し、また、放射線影響研究分野の国際学術集会参加に伴う渡航費用等の助成も平成27年度末までに203名に達しており、協会の顕彰事業等の実績と相まって、斯界の発展、科学技術の進展に貢献しています。

放射線疫学調査センターは、国からの委託を受けて、原子力発電施設等放射線業務従事者を対象に低線量域放射線による健康影響に関する疫学的調査を実施しています。平成27年度は、調査の開始以来25年が経過し新しい期が始まることを受け、既存の調査を進展させた新しい調査計画を立案しました。倫理審査・個人情報保護委員会において承認を受け、その調査計画に基づいて、原子力発電施設等の事業所における説明会等の開催や、また対象者に対する郵送の手段により、本事業への協力の意思確認を行うと共に、生活習慣等に係る調査を実施しました。放射線の健康影響及び疫学的調査に関する情報の国内外への発信を図り、放射線業務従事者や放射線の健康影響に関連する機関への認知度を高めることに努めました。

放射線防護に関する調査研究については、国際放射線防護委員会（ICRP）の動向を的確に把握し、日本のICRP委員、専門家及び学識経験者等が情報及び認識の共有化を図り、国内における考え方が勧告等の検討に貢献できるよう活動を行いました。

被ばく線量登録管理制度には、原子力放射線業務従事者被ばく線量登録管理制度（以下「原子力登録管理制度」という。）、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度（以下「除染登録管理制度」という。）及びR I放射線業務従事者被ばく線量登録管理制度（以下「R I登録管理制度」という。）の3制度があり、各登録管理制度に参加する事業者の従事者及びその被ばく線量を放射線従事者中央登録センター（以下「中央登録センター」という。）が一元的に登録管理しております。

これら被ばく線量登録管理制度に係る登録者数を合計すると、平成 27 年度末で約 68 万人となりました。また、厚生労働大臣、経済産業大臣及び原子力規制委員会からの指定を受けて、事業者から引渡しを受けた放射線業務従事者の被ばく線量等の記録は、約 278 万件に達しており、これらを適切に保管するとともに、本人又は関係事業者からの記録の照会に応じています。

以上は協会の平成27年度事業概要です。

今後とも、協会事業の発展、充実のため、関係各位の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

# I 放射線影響に関する知識の普及・啓発及び 研究活動への奨励・助成

## 1. 放射線影響に係る知識の普及・啓発

- (1) 協会の総合広報誌「放影協ニュース」を年4回発行した。
- (2) 協会の業務の紹介及び放射線関連情報の発信を図るため、ホームページの充実に努めた。
- (3) 国内で開催された放射線影響関連行事に参加し、情報交換並びに知識の普及啓発に努めた。

## 2. 研究奨励助成金の交付

放射線の生物及び環境に及ぼす影響に関する調査研究、放射線による障害の防止及び放射線の医学利用に関する調査研究に対して助成金を交付し、もって科学技術の進展に寄与するため、昭和36年度より毎年、研究奨励助成金交付業務を実施しており、累計は418件となった。

本助成は、ホームページにより公募を行い、応募された研究課題について学識経験者により構成された「研究奨励助成金交付選考委員会」にて厳正な審議・選考を行い、理事会にて交付案件を決定した。平成27年度は4名の研究者に交付した。

## 3. 顕著な成績をあげた研究者の顕彰

### (1) 放射線影響研究功績賞

本賞は、協会の松平元理事長からの寄付金等を基に平成12年度に創設したものであり、放射線の生物及び環境に及ぼす影響、放射線の医学利用の基礎並びに放射線障害の防止など放射線科学の分野において、顕著な業績をあげた者に対して贈呈し、もって我が国の科学技術の進展及び国民保健の増進に寄与することを目的としている。

この目的を達成するため、公募により受賞候補者の推薦を求め、学識経験者からなる本賞選考委員会にて厳正な審議・選考を行い、理事会にて受賞者を決定した。平成27年度は、日本保健物理学会からの推薦者1名を顕彰した。

### (2) 放射線影響研究奨励賞

本賞は、放射線科学の分野で卓越した研究を行っており、その将来が嘱望される新進気鋭の研究者に対して贈呈し、もって我が国の科学技術の進展及び国民保健の増進に寄与することを目的としている。

この目的を達成するため、公募により受賞候補者の推薦を求め、学識経験者からなる本賞選考委員会にて厳正な審議・選考を行い、理事会にて受賞者を決定した。

平成 27 年度は、京都大学原子炉実験所及び放射線医学総合研究所からの推薦者各 1 名（計 2 名）を顕彰した。

#### 4. 国際研究集会参加等のための助成

本業務は、放射線影響の分野における国際学術集会への参加、国外研究機関への研究者の派遣、国外研究機関等からの研究者の招聘に伴う渡航費用等を助成し、もって研究成果発表及び国外研究者との意見交換等の機会を提供し、我が国の放射線影響研究の一層の進展に資することを目的として、平成 3 年度から開始したものである。

助成に際しては、学識経験者により構成される海外派遣研究者選考委員会にて厳正な審議・選考を行い、理事会にて助成対象者を決定した。

平成 27 年度は、国際学術集会参加の 2 名に交付し、平成 3 年度からの助成累計は 203 名となった。

## Ⅱ 放射線影響に関する調査研究

平成 27 年度は「低線量放射線による人体への影響に関する疫学的調査」及び「緊急作業従事者に係る被ばく線量記録の抽出及び整合性確認業務」を実施した。

「低線量放射線による人体への影響に関する疫学的調査」

(契約締結日 平成 27 年 4 月 15 日)

(委託費の額 198, 135, 345 円)

低線量域放射線の健康影響を明らかにするため、国からの委託を受けて、原子力発電施設等放射線業務従事者等を対象とした疫学的調査を実施している。

平成27年度は、調査の開始以来25年が経過し新しい期が始まることを受け、過去の調査から出てきた課題の克服のため策定された新しい調査計画に基づき疫学的調査を実施した。また、放射線の健康影響及び疫学的調査に関する情報の国内外への発信を図り、放射線業務従事者や放射線の健康影響に関連する機関への認知度を高めることに努めた。

事業の実施結果の概要は、以下のとおりである。

### 1. 調査計画の策定

低線量域放射線被ばくによる健康影響を的確に評価するための調査計画を策定し、調査対象者に対する調査への協力の意思確認（インフォームド・コンセント）及び放射線以外の生活習慣等の情報に基づく調査対象集団の設定方法やその規模、がん罹患調査、生死追跡調査、健康影響に関する解析方法等について設定した。本計画はその内容を調査研究評価委員会において審議し、倫理審査・個人情報保護委員会において承認を受けた。

### 2. 調査対象者の設定に係る意思確認と生活習慣等の調査

本事業に必要な調査対象者をより多く設定するため、原子力発電施設等の事業所において説明会等を開催することや、また既に住所地が把握されている事業対象者に対しては郵送の手段により、本事業への協力の意思確認（インフォームド・コンセント）を行うと共に、生活習慣等に係る調査を実施した。説明会は18ヶ所の事業所で、また郵送での調査は31, 318人に対して行った。

意思確認調査における説明資料には、「人を研究対象とする医科学系研究に関する

る倫理指針」に則り個人情報の使用又は取得の方法について記載した。

調査対象者における放射線被ばく以外の生活習慣等の情報は、放射線の健康影響への交絡を排除する上においても必要であることから、喫煙、飲酒、職種等に加え、新たに食生活、既往歴等を含めた生活習慣等の調査票を作成しインフォームド・コンセントを受ける機会に併せて配付・回収を実施した。

### 3. がん罹患調査と生死調査

「がん登録等の推進に関する法律」に基づき全国がん登録制度の施行を受けて死亡では捉えられないがん罹患情報の活用方策について検討した。検討した項目は、法的根拠、申請手続、収集方法、疫学調査解析上での利用法等である。がん罹患情報の収集方法に関しては、罹患情報の保管及び管理のためのシステム開発の要件定義として、全国がん登録データベースから提供を受ける項目について確認した。

がん罹患調査及び死因解析のために必要な住所地及び生死の確認については、35,059人の住民票の写し等を交付請求することによって行った。

### 4. 事業の理解促進活動

放射線疫学調査に関するホームページについて、全面的にリニューアルし、内容等の見直し、充実及び新たな放射線疫学調査情報の追加等を行った。

国内外への調査の発信については、MELODI 研究会（於ミュンヘン）、日本保健物理学会、日本疫学会にて研究成果発表を行い、論文投稿は、保健物理に第V期調査について、また Radiation Research に喫煙の交絡について投稿した。

放射線疫学調査について、事業対象者、原子力事業者、専門家及び国民の理解と協力を得るため、事業対象者、原子力事業者、専門家等約 200 名の参加者を得て、放射線疫学調査フォーラム（於東京国際フォーラム）を開催した。

### 5. 倫理審査・個人情報

放射線疫学調査においては、執務室内に区画された、高度なセキュリティエリアとして電子計算機室を設け、インターネット及び協会の計算機ネットワークから独立した電算機システムを構築し業務を遂行した。

個人情報保護に万全を期すため、個人情報等の秘密資料の保管・取扱場所である電子計算機室のセキュリティ機器をリプレースすることにより、疫学調査 IC カードを用いた入退出及び秘密資料取扱者の個人情報へのアクセス管理等、セキュリティの向上を図った。

## 6. 委員会の開催

本委託事業を適確かつ円滑に推進するため、外部の専門家、学識経験者等で構成する倫理審査・個人情報保護委員会と調査研究評価委員会を設置し、健康影響調査計画書、調査の進捗状況及び実施結果等について審議検討した。

調査研究評価委員会は、放射線疫学調査の方針、意思確認調査、生活習慣等アンケート調査、健康影響評価計画、調査の進捗状況、同意者の状況等について審議した。倫理審査・個人情報保護委員会は、放射線疫学調査健康影響評価計画について審議し承認した。

「緊急作業従事者に係る被ばく線量記録の抽出及び整合性確認業務」

(契約締結日 平成 27 年 10 月 28 日)

(契約額 2,894,400 円)

東京電力福島第一原子力発電所に係る緊急作業従事者の疫学的研究に資するため、(公財)放射線影響研究所からの委託を受け、原子力登録管理制度のデータベースから当該緊急作業に従事する者に係る被ばく線量記録を抽出するためのツールを整備した。

また、個人線量計測の専門家の指導・助言を得て、緊急作業従事者の緊急作業従事前の被ばく線量記録の整合性について検討し、線量記録の累積(加算)に問題ないことを確認した。



### Ⅲ 放射線の防護及び利用に関する調査研究

ICRP（国際放射線防護委員会）が取りまとめる勧告や報告は、我が国の放射線防護法令の基本となるものであることから、協会は昭和 61 年に ICRP 調査・研究連絡会を設置して、我が国からの ICRP 委員の活動に対する支援を行ってきている。

平成 27 年度は、ICRP 主委員会及び第 1～5 専門委員会において進められている「放射線防護に係る ICRP 新基本勧告（2007 年勧告）」のレビュー作業の状況を平成 26 年度に引き続き把握した。

また、ICRP の各専門委員会において行われた、眼の水晶体に係る線量限度に関する検討、線量・線量率効果係数 DDREF (Dose and Dose-rate effectiveness factor) に関する検討、医療技術の進歩に伴う被ばくの軽減に関する検討、ラドン被ばくの放射線防護に関する検討、福島原子力発電所事故を契機として開始された実践的な防護システム構築に関する検討、等の内容を的確に把握することとし、ICRP 調査・研究連絡委員会を開催して関係機関・関連学術団体等との情報交換・意見交換を行った。また、専門的観点からの意見交換を目的に外部の専門家を招聘し、我が国 ICRP 委員等との意見交換会を開催した。

平成 26 年度に引き続き、一般市民を含む ICRP に関心を有する方々に ICRP や放射線防護に関する情報を提供することを目的に、「放影協開催講座(ICRP セミナー)」を開催した。

平成 27 年度は、これらの活動に加えて、ソウル（韓国）で開催された ICRP 国際シンポジウムに参加し、ICRP の活動状況や放射線防護に関する国際的な動向等の把握に努めた。

#### 1. ICRP について

ICRP は、主委員会と 5 つの専門委員会から構成されている。それぞれの委員会の役割及び我が国から委員として参加している専門家は下表のとおりである。

任期：平成 29 年 6 月まで

委員会名	活動分野	氏名(所属)
主委員会 (MC)	総括	丹羽太貴 ( (公財) 放射線影響研究所)
第 1 専門委員会 (C1)	放射線の影響	伴信彦 (原子力規制委員)
第 2 専門委員会 (C2)	放射線被ばくによる被ばく線量	遠藤章 ( (国研) 日本原子力研究開発機構)
第 3 専門委員会 (C3)	医療における放射線防護	米倉義晴 ( (国研) 放射線医学総合研究所)

第4 専門委員会 (C4)	委員会勧告の放射線管理 実務への適用	甲斐倫明 (大分県立看護科学大学)
		本間俊充 ( (国研) 日本原子力研究開発機構)
第5 専門委員会 (C5)	環境の放射線防護	酒井一夫 (東京医療保健大学)

(参考) 我が国の ICRP 委員数の推移

(昭和61年) ICRP調査・研究連絡会発足当初	: 計 5 名
(平成17年) ICRP第5 専門委員会開設	: 計 6 名
(平成21年) ICRP第2 専門委員会に1名追加参加	: 計 7 名
(平成23年) ICRP第4 専門委員会に1名追加参加	: 計 8 名
(平成25年) ICRP第2 専門委員会1名減員	: 計 7 名

## 2. ICRP 会合開催状況

平成27年度に開催されたICRP会合への我が国からの出席委員並びに開催地、開催時期は下表のとおりである。

委員会名	委員氏名	開催地	開催時期
主委員会	丹羽 太貫	シドニー (豪州)	平成27年 4 月 13 日 ～ 4 月 17 日
		ソウル (韓国)	平成27年10月16日 ～10月21日
第1 専門委員会	伴 信彦	ソウル (韓国)	平成27年10月19日 ～10月24日
第2 専門委員会	遠藤 章	ソウル (韓国)	平成27年10月19日 ～10月25日
第2 専門委員会 タスクグループ会合 (TG-90、TG-96)		東京 (日本)	平成28年 2 月 15 日 ～ 2 月 17 日
第2 専門委員会 シンポジウム		東京 (日本)	平成28年 2 月 18 日
第3 専門委員会		米倉 義晴	ソウル (韓国)
第2 専門委員会 シンポジウム	東京 (日本)		平成28年 2 月 18 日

第4専門委員会	甲斐 倫明	ソウル（韓国）	平成27年10月19日 ～10月25日
タスクグループ会合 (TG-93)	本間 俊充	東京（日本）	平成27年7月8日 ～7月10日
第5専門委員会	酒井 一夫	ソウル（韓国）	平成27年10月19日 ～10月25日

### 3. ICRP調査・研究連絡会の活動状況について

平成27年度は、以下の通り、2回の連絡委員会と放影協開催講座（ICRPセミナー）を開催した。

#### （1）連絡委員会の開催

##### ① 第1回連絡委員会

【日 時】平成27年11月30日（月）13時30分～16時30分

【場 所】エッサム神田ホール1号館

【議 題】 「他分野の専門家との対話～放射線分野を超えて他分野の専門家との対話を通して放射線防護を考える～」

【議事概要】1) 丹羽 ICRP 主委員会委員が「ICRP の放射線防護の基礎としての放射線健康影響」について講演した。  
2) 甲斐 ICRP 第4専門委員会委員が「放射線防護に対する ICRP のアプローチ」について講演した。  
3) 上記1)、2)を踏まえて、今回招聘した岸本充生先生（東京大学公共政策大学院&政策ビジョン研究センター特任教授）から化学薬品や食品に関するリスク評価を行ってきた経験を、樋口敏広先生（京都大学白眉センター法学研究科特定助教）から放射線防護の考え方について ICRP の始まりから現在に至るまでの歴史的流れをお話しいただき、これを皮切りに放射線防護に係るリスクの考え方やリスクコミュニケーションのあり方等について、出席の ICRP 委員と岸本先生、樋口先生及び会場傍聴者との間で情報交換・意見交換を行った。

② 第2回連絡委員会

【日 時】平成27年12月15日（火）13時30分～16時00分

【場 所】エッサム神田ホール1号館

【議 題】ICRP 主委員会及び第1～第5専門委員会における最近の動向・主たる論点について

- 【議事概要】
- 1) 酒井委員より ICRP 第5専門委員会における最近の動向・主たる論点について紹介が行われた。
  - 2) 丹羽委員より ICRP 主委員会における最近の動向・主たる論点について紹介が行われた。
  - 3) 伴委員より ICRP 第1専門委員会における最近の動向・主たる論点について紹介が行われた。
  - 4) 遠藤委員より ICRP 第2専門委員会における最近の動向・主たる論点について紹介が行われた。
  - 5) 甲斐委員より ICRP 第4専門委員会における最近の動向・主たる論点について紹介が行われた。
  - 6) 米倉委員より ICRP 第3専門委員会の「Pub127 及び放射性薬剤による治療のワーキングパーティ」について紹介が行われた。

(2) 放影協開催講座（ICRP セミナー）の開催

【日 時】平成28年2月16日（火）13時55分～15時30分

【場 所】東京ガーデンパレス（2階 高千穂の間）

【参加費】無料

【参加者】約60名

【内 容】

- |       |      |   |
|-------|------|---|
| 13:55 | 開会挨拶 | 座長 長瀧 重信（（公財）放射線影響協会理事長）                      |
| 14:00 | 解説1  | 放射線関連がんの実態と機構を踏まえた放射線防護<br>（ICRP 主委員会 丹羽太貫委員） |
| 14:30 | 解説2  | 『環境』の放射線防護<br>（ICRP 第5専門委員会 酒井一夫委員）           |
|       | 休 憩  | （15:00～15:10）                                 |
| 15:10 | 質疑応答 |   |
| 15:30 | 閉会   |   |

#### 4. 報告書の作成

ICRP 調査・研究連絡委員会及び放影協開催講座（ICRP セミナー）の内容並びにこれらに関連する資料を1年間の活動概況としてとりまとめ、活動成果報告書として会員へ配布した。

#### 5. ICRP調査・研究連絡会の運営

平成27年度の本連絡会は、下記19団体の協力のもとに運営した。

- ①（一財）電力中央研究所
- ②（一社）原子力安全推進協会
- ③（一社）日本画像医療システム工業会
- ④（一社）日本電機工業会
- ⑤（株）アトックス
- ⑥（株）千代田テクノル
- ⑦（公財）放射線計測協会
- ⑧（公社）日本アイソトープ協会
- ⑨（公社）日本医学放射線学会
- ⑩（国研）日本原子力研究開発機構
- ⑪（国研）放射線医学総合研究所
- ⑫ 産業科学（株）
- ⑬ 電気事業連合会
- ⑭ 電源開発（株）
- ⑮ 長瀬ランダウア（株）
- ⑯ 日本エヌ・ユー・エス（株）
- ⑰ 日本原燃（株）
- ⑱ 日本放射性医薬品協会
- ⑲ 日立アロカメディカル（株）

(50音順)

## IV 放射線業務従事者等の放射線被ばく線量等に関する情報の収集、登録及び管理

平成27年度は、原子力登録管理制度、除染登録管理制度及びR I登録管理制度に係る管理業務を実施した。

### 1. 経常業務

#### (1) 原子力登録管理制度に係る事業

前年度に引き続き、原子力事業者等から被ばく線量登録管理に関する各種登録申請を受付け、また、放射線業務従事者（以下「従事者」という。）の指定を解除した者の被ばく線量に係る放射線管理記録の引渡しを受け、これら进行处理するとともに、さらに被ばく線量記録等の登録保管内容の照会に対する回答業務を行った。

その登録等の概況は、第1表のとおりである。

第1表 登録等の概況

(単位：件)

項目	平成27年度	平成27年度末累計
従事者（個人識別）の登録	27,859	618,680
放射線管理手帳発行の登録	27,602	558,652
従事者指定の登録	46,485	2,593,089
定期線量（年間線量）の登録	91,676	3,333,885
従事者指定の解除及び放射線管理記録の引渡し	55,256	2,539,626
経歴照会に対する回答	102,488	1,307,387

注）従事者（個人識別）の登録及び放射線管理手帳発行の登録の件数は、除染等業務従事者等のための登録を含む。

#### イ 従事者（個人識別）の登録及び放射線管理手帳発行の登録

原子力事業所又は除染等事業場での作業に初めて従事する者については、本人を雇用する事業者等から従事者の登録申請を放射線管理手帳発効機関（以下「手帳発効機関」という。）経由で受付け、個人識別項目（氏名、生年月日等）の登録を行い、中央登録番号を付与した。また、併せて放射線管理手帳（以下「手帳」という。）発行の登録を行い、手帳は手帳発効機関から発行された。中央登録番号と手帳は、原子力登録管理制度及び除染登録管理制度において共通に使用する。

平成27年度の新規従事者（個人識別）の登録件数は27,859件（前年度比37%減）、新規手帳発行件数は、27,602件（前年度比39%減）であった。これらの件数の減少は、昨年まで件数の増加に寄与していた主に福島県内で実施されている除染作業における手帳の取得が減少したためと思われる。なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故前（平成21年度）に比べると、個人識別の登録件数は123%増、新規手帳発行件数は129%増であった。

その結果、平成28年3月末における従事者（個人識別）の登録件数の累計は618,680件、手帳発行件数の累計は、558,652件となった。

#### ロ 従事者指定の登録

原子力事業所での業務に先立ち、当該業務に従事する者について、原子力事業者から従事者指定の登録申請を受付け、46,485件（前年度比30%減）の登録を行った。これは、東京電力福島第一原子力発電所の事故前（平成21年度）に比べて43%の減である。

#### ハ 定期線量（年間線量）の登録

定期線量登録は、原子力事業所から、前年度に放射線業務に従事した者の年間線量について申請を受け、データベースへ登録するものである。平成27年度は、91,676件を登録した。これは、事故前（平成21年度）に比べて15%の減である。

#### ニ 従事者指定の解除及び放射線管理記録の引渡し

原子力事業者から、業務を終え事業所を離れた従事者について、指定の解除申請を受け、法令に基づき記録した放射線管理記録の引渡しを受け、保管するものである。平成27年度は55,256件の引渡しを受けた。これは、事故前（平成21年度）に比べて30%の減である。平成27年3月末における保管総件数は2,539,626件となった。ロ、ハ、ニの数値が事故前（平成21年度）に比べて減少しているのは、原子力発電所で働く従事者数が減少していることを反映している。

なお、放射線管理記録は、マイクロフィルム化して保管し、従事者本人及び

事業者からの照会に対し即応できるようにしている。

#### ホ 経歴照会に対する回答

原子力事業者等からの、従事者等の基本項目（中央登録番号等）、線量記録、指定・指定解除、手帳発行記録等について、平成 27 年度は 102,488 件の経歴照会があり、回答した。これは、平成 26 年度に比べて約 12%の減である。

内容の項目別件数は、第 2 表のとおりである。

第 2 表 照会内容別件数

(単位：件)

項目	件数	項目の内容
基本項目	30,675	中央登録番号、氏名、生年月日、手帳発行の有無、直近の指定・指定解除の記録等
線量記録	26,024	定期線量登録、集計線量の記録
指定・指定解除	23,328	従事者等の指定・指定解除の記録
手帳発行記録	22,289	手帳発行・再発行等の記録
放射線管理記録	172	必要期間の放射線管理記録
計	102,488	

#### (2) 除染登録管理制度に係る事業

除染登録管理制度は、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域で実施されている除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務を行う事業者を対象とし、当協会を運用主体としている。

平成 26 年 12 月 8 日以降、スタンドアローン式の暫定システムに代わり、各除染等事業場に設置された端末とインターネット回線でつながった除染登録管理システムによる各種登録を開始した。

平成 27 年度は、除染等業務従事者に関する各種登録申請を受付け、必要な処理を行った。事業者の制度参加及び登録等の概況は、以下の通りである。なお、中央登録番号取得のための従事者（個人識別）の登録及び放射線管理手帳発行の登録は、原子力登録管理制度と共通であり、両制度における合計件数は第 1 表に示した。

除染登録管理制度への事業者への参加状況を第 3 表に、各種登録等の状況を第 4



表に示した。

#### イ 事業場登録、工事件名登録

除染登録管理制度には、平成 28 年 3 月末現在、定期線量登録と記録引渡しを実施する事業者 70 社、記録引渡しのみ事業者 230 社の合計 300 社の除染等事業者が制度に参加している（第 3 表）。

事業場は、平成 27 年度に 268 事業場の新規登録、19 事業場の閉鎖により平成 28 年 3 月末現在 403 事業場が登録されている。また、除染工事件名は 670 件の新規登録、399 件の閉鎖により平成 28 年 3 月末現在 552 件が登録されている（第 4 表）。

第 3 表 除染登録管理制度への事業者の参加概況

(単位：件)

事業者の種類	平成 27 年度 新規参加数	平成 27 年度末 休止事業者数	平成 27 年度末 参加事業者数
定期線量登録 及び記録引渡し の事業者	21	0	70
記録引渡しのみ の事業者	118	2	230
計	139	2	300

第 4 表 除染登録管理制度の工事件名の参加概況

(単位：件)

項目	平成 27 年度 新規登録件数	平成 27 年度 閉鎖登録件数	平成 27 年度末 登録件数
事業場登録	268	19	403
工事件名登録	670	399	552

#### ロ 定期線量（四半期線量）の登録

除染登録管理制度は、定期線量の登録は四半期単位で行われ（原子力は年度単位）、平成 27 年度は 140,224 件の定期線量の登録があり、平成 28 年 3 月末の累計は 272,530 件となった（第 5 表）。

なお、登録された定期線量は、除染登録管理システムのデータベースに登録され、定期線量を登録した参加事業者が従事者の経歴照会のために共同利用する。

#### ハ 放射線管理記録等の引渡しについて

制度参加事業者が法令に基づいて記録した放射線管理記録及び除染電離則健康診断記録は、平成 26 年度から引渡しを受け、電子画像又は紙文書により平成 27 年度 46,681 件の引渡しがあった（第 5 表）。これら記録は、電子画像（紙文書のものはスキャナーにより電子画像化する）からマイクロフィルムを作成し、マイクロフィルム文書を原本として保管する。

第 5 表 除染登録管理制度の各種登録等の概況

(単位：件)

項目	平成 27 年度	平成 27 年度末累計
定期線量（四半期線量） の登録	140,224	272,530
記録引渡し	46,681	57,907
経歴照会に対する回答	25,994	32,803

注) 定期線量は四半期毎に登録された件数の合計である。

#### ニ 経歴照会に対する対応

平成 26 年 12 月 8 日の新除染登録管理システムの試運用開始以降、除染事業場の端末よりインターネット回線を介して、除染等従事者の登録管理制度への登録状況等の経歴照会を可能とした。経歴照会は、除染登録管理システムと原子力登録管理システムのそれぞれの登録情報について相互に照会が可能な仕組みとした。平成 27 年度は 25,994 件の経歴照会があった（第 5 表）。

### (3) RI登録管理制度に係る事業

#### イ 各種登録等の実施

平成 26 年度に引き続き、RI 被ばく線量登録管理に関する各種登録申請を受け、登録等を行った。その登録等の概況は、第 6 表のとおりである。

なお、平成 28 年 3 月末における RI 被ばく線量登録管理制度参加事業者数は 29 事業者で、このうち非破壊検査関係事業者が 20 事業者である。

第6表 登録等の概況

(単位：件)

項 目	平成27年度	平成27年度末累計
従事者（個人識別）の登録	1,126	62,199
定期線量の登録（年間線量）	7,022	250,203
放射線管理記録の引渡し	5,496	179,862

ロ 廃止等事業所からの記録引渡し及び保管

平成26年度に引き続き、放射性同位元素等の使用の廃止等の届出をした事業者等から従事者等の被ばく線量及び健康診断結果の記録の引渡しを受け、原子炉等規制法での登録管理業務と同様に保管・管理を行った。その概況は、第7表のとおりである。平成27年度に引渡しを行った廃止事業所数は28件で前年度より19件の減、放射線管理記録の引渡し件数は3,526件で前年度より346件の減となった。

第7表 RI等使用廃止事業所数、記録の引渡し及び保管

(単位:件)

項 目	平成27年度	平成27年度末累計
RI等使用廃止事業所数	28	1,827
RI等使用廃止に伴う放射線管理記録の引渡し	3,526	96,477注)

注) 原子力、R I 両登録管理制度の従事者で、原子力登録管理制度に引渡された11,009件の記録を含む。(第1表にも計上)

(4) 被ばく線量登録管理制度及び放射線管理手帳制度の普及推進

被ばく線量登録管理制度及び放射線管理手帳制度について、関係者への説明を行うなどその普及推進に努めた。平成27年度は、特に除染登録管理制度参加事業者へ放射線管理手帳制度の説明、指導を重点的に行った。

## 2. 被ばく線量登録管理業務を安全・適切に実施するための業務

經常業務を安全かつ適切に実施するため、平成27年度は次の業務を実施した。

### (1) 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理システムとの連携

原子力登録管理制度と除染登録管理制度とは中央登録番号、放射線管理手帳を共通に使用しているが、平成26年12月8日に新たな除染登録管理システムを設置以降、原子力登録管理システム及び除染登録管理システムとの連携を行い、両制度に登録された従事者の被ばく線量等の情報を制度参加事業者、手帳発効機関が必要の都度、システム端末から照会を行っている。

### (2) 放射線管理記録（公文）の的確な保管の実施

事業者から引き渡される放射線管理記録について、従来は文書記録をカメラ撮影によりマイクロフィルム化を行っていたが、原子力登録管理制度は平成27年4月から、除染登録管理制度は平成27年7月から引渡された文書記録のスキャン画像または引渡された電子画像からマイクロフィルムの作成を開始した。また、作成したマイクロフィルムを長期保管のための原本として位置づける運用とし、マイクロフィルムの真正性を確認した文書記録は計画的に廃棄することとした。

### (3) 原子力業務従事者被ばく線量登録管理制度推進協議会の開催

第115回 平成27年7月28日開催

- ① 平成26年度事業報告及び決算報告について
- ② 指定緊急作業従事者に係る専門委員会の審議結果報告
- ③ 次期原子力登録管理システムの更新の方向性について
- ④ その他

第116回 平成27年11月27日開催

- ① 平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- ② 原子力登録管理システムのリプレース計画について
- ③ その他

### (4) 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度参加者協議会の開催

第3回 平成27年8月26日開催

- ① 平成26年度事業報告書、決算報告書について
- ② 平成27年度事業計画書、収支予算書について
- ③ 国又は地方自治体以外が実施する除染等事業の対応について
- ④ その他

第4回 平成28年2月19日開催

- ① 平成27年度事業報告及び決算報告（見込み）について
- ② 平成28年度事業計画及び収支予算について

- ③ 平成28年度以降の負担金について
- ④ 長期的な工事の実施事業者の記録引渡対応について
- ⑤ その他

(5) 原子力事業者及び除染事業者との制度運営等に係る協議

原子力登録管理制度、除染登録管理制度及び手帳制度の適切な運用や個人情報の取扱い等について、原子力事業所及び除染事業場に当センター担当者が出向いて意見交換を行っている。平成27年度は、第8表のとおり5原子力事業所及び12除染事業場を対象として意見交換を実施した。

(6) 手帳発効機関に対する手帳の運用等に係る指導、助言

手帳発効事業所に対して、手帳の円滑な運用に資するため、「放射線管理手帳運用要領・記入要領」（手帳発効機関用）等に従って手帳が適切に運用されているか、また、個人情報の取り扱いが規程等に基づき適切に運用、管理されているか等について、当センター担当者が出向いて必要な指導、助言を行っている。平成27年度は第8表のとおり19手帳発効事業所に対して実施した。

第8表 原子力事業所、除染事業場及び手帳発効事業所に対する助言、指導の実施状況

実施時期	地 区	原子力事業所	除染事業場	手帳発効事業所
平成27年9月	東京	0	0	4
平成27年10月	新潟	1	0	5
平成27年10月	福島	0	12	0
平成27年11月	茨城	1	0	3
平成27年12月	佐賀・福岡	1	0	3
平成28年1月	愛媛	1	0	2
平成28年2月	福井	1	0	2
	合計	5	12	19

(7) 統計資料の作成及び公表について

原子力登録管理制度及び除染登録管理制度においては、登録された被ばく線量データに基づき、原子力及び除染の各事業における被ばく状況を示す各種統計を作成し、公表している。

平成27年度は、原子力登録管理制度は平成26年度統計及び緊急作業従事者にかかる統計を作成した。除染登録管理制度は、平成27年度に制度として初めての統計作成を行い、平成24年、平成25年、平成26年の各暦年統計及び各四半期統計を作成した。統計資料は、協会のホームページ及び広報誌で公表している。

(8) 学会発表等

除染登録管理制度の運用を踏まえ、当該制度の概要及び除染従事者の被ばく状況等について学会等において発表を行った。

平成27年4月18日 放射線安全フォーラム 放射線防護研究会

平成27年7月3日 第48回日本保健物理学会研究発表会

「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の運用について」

平成27年8月 日本原子力学会誌 vol. 57, No8, 2015

「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の概要と被ばく線量状況」

## 業務の適正を確保するための体制の整備状況について

協会では、「内部統制システムの基本方針について」（平成 24 年 6 月 11 日制定。以下「基本方針」という。）の下に文書及び業務に関する規程等を定めているが、基本方針の運用状況概要は以下の通りである。

コンプライアンスについては、「コンプライアンス規程」を定め、常務理事を統括責任者、総務部を統括部署とし、相談・照会等の担当窓口を総務部とする等の体制を整えるとともに、コンプライアンスに係る研修及び検査を実施してきている。

職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書に関する規程等を定め、文書の保存方法、保存年限等について定め、要請に応じて適時閲覧可能な状態を維持している。特に個人情報を含む秘密資料の適切な保管を図るため、各業務に関連して必要な規程等を策定し対応している。平成 27 年度においては、個人番号及び特定個人情報（いわゆるマイナンバー）の取り扱いに関する規程等を定め、マイナンバー関連の文書等について情報の保持等適切な管理を行っているところである。

また、リスク管理については、リスク管理に関する規程等を定めて、緊急対策本部の設置や通報連絡体制の確立などの体制を整備し、適宜の訓練を行ってきている。個人情報及びコンプライアンスに関しては内部検査を定期的の実施し、改善事項があれば着実に当該改善を実施することとしている。

更に、役員・部長・センター長等を構成員とする定例会議を開催して情報共有と意見交換を行い、協会業務の効率的な執行に努めるとともに、適時適切な監事への報告に努めるなど、基本方針に基づき業務が適正に運用されるよう努めている。